

平成15年7月29日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第11回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第11回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成15年7月29日 午後4時40分

閉会 平成15年7月29日 午後5時45分

2. 出席した委員の氏名

委員	小林嗣宜	桜本和美	菅原 昭	樋口清允
	福島哲男	三鬼楠好	山口敦子	山下東子
特別委員	石黒勝三郎	蟹 忠男	川端 勲	熊谷拓治
	佐々木護	寿崎洋一	高橋健二	中田邦彦
	藤井 浩	本川廣義	保田綱男	山田邦雄

吉岡修一 來田仁成

3. 水産庁側出席者

川口次長 海野資源管理部長 五十嵐漁政課長 須藤企画課長
高柳管理課長 井貫沿岸沖合課長 糸遠洋課長 佐藤資源管理推進室長 長畠生
態系保全室長 小林増殖推進部参事官

4. 協議事項

分科会長の選任について

分科会長代理の氏名について

資源管理分科会議事規則の改廃について

漁獲可能量制度の改善方向について

5. 報告事項

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について

6. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

2. 水産庁次長挨拶

3. 委員及び特別委員の紹介

4. 議 事

（協議事項）

分科会長の選任について

分科会長代理の指名について

資源管理分科会議事規則の改廃について

漁獲可能量制度の改善方向について

（報告事項）

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について

（その他）

5. 閉 会

1. 開 会

五十嵐漁政課長 それでは、定刻を若干過ぎておりますが、ただいまから第 11 回資源管理分科会を開催いたします。

この審議会につきまして定足数は過半数でございますが、ただいまのところ、委員の方、8 名の方全員の御出席でございますので、本日の分科会は成立をいたしております。

まず、お手元の資料を御確認いただきたいと思いますが、議事次第、それから資料の一覧、それから資料 1 が名簿でございます。資料 2 が「分科会の議事規則」という紙、それから資料 3 が「漁獲可能量制度の改善方向について」という紙、資料 4 が「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量」、資料 5 が「漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について（案）」という資料でございます。よろしゅうございましょうか、何か不都合がございましたらお申し越してください。

2. 水産庁次長挨拶

五十嵐漁政課長 それでは、開会に当たり、水産庁次長から御挨拶を申し上げます。

川口水産庁次長 第 11 回の資源管理分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の各位におかれましては、改選後、これは初めての分科会ということに相なりますけれども、大変御多忙の中、就任いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

申し上げるまでもございませんが、水産資源、やはり水産物の安定供給、あるいは水産業の持続的な発展という最も基盤、基礎をなすべきものでありまして、周辺水域の水産資源を適切に管理しながら、持続的に利用していくということが何にも増して最優先の課題であり、これを着実に推進していくということが必要であると考えております。

先般来、御説明しておりますが、昨年 3 月に、今後 10 年を見通して、平成 24 年を目途としました施策推進の指針として水産基本法という法律に基づく基本計画が策定されております。この基本計画の中では、水産物の自給率、この目標が定められまして、その達成のための施策の推進というものが提示されておりますけれども、資源管理と言いますのは、その中でも中心的な施策として位置付けられるというものであると考えております。

そのようなことで、私どもは水産資源の適切な管理を推進するため、後ほど御説明申し上げますが、漁獲可能量制度ですとか、あるいは資源回復計画というようなものを推進するなど、各般の施策を展開しているところでございます。

また、基本計画の中で着実な実施に向けて組織的な対応を図っていくということも考えまして、水産庁の中に新水産政策推進本部というようなものを置き、後ほどまた御説明するかと思いますが、構造改革を進めていくべくそういった部会を設置しまして、漁船漁業の体質強化とあわせて、我が国の排他的経済水域の実効ある資源管理というものを推進すべく検討等を行ってきているところでございます。

この分科会は水産基本法の施行に関する重要事項のうち、特に水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に関わるものを調査審議いただくということにされておりますが、どうぞ委員各位にお

かれましては、忌憚のない活発な御議論をいただきまして、これからの水産政策の推進につきまして、従来どおり御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。

3. 委員及び特別委員の紹介

五十嵐漁政課長 本日は委員改選後、初めての分科会の顔合わせでございますので、私から、資料1の名簿に沿いまして、委員の御紹介をしたいと思います。

まず、小林嗣宜委員でございます。

小林委員 小林でございます。ひとつよろしく願いいたします。

五十嵐漁政課長 桜本和美委員でございます。

桜本委員 桜本でございます。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 菅原昭委員でございます。

菅原委員 菅原です。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 樋口清允委員でございます。

樋口委員 樋口です。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 福島哲男委員でございます。

福島委員 福島でございます。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 三鬼楠好委員でございます。

三鬼委員 三鬼でございます。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 山口敦子委員でございます。

山口委員 山口です。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 山下東子委員でございます。

山下委員 山下です。よろしく願いいたします。

五十嵐漁政課長 続きまして、特別委員の先生方でございますが、石黒勝三郎特別委員でございます。

石黒特別委員 石黒でございます。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 蟹忠男特別委員でございます。

蟹特別委員 蟹です。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 川端勲特別委員でございます。

川端特別委員 川端でございます。

五十嵐漁政課長 熊谷拓治特別委員でございます。

熊谷特別委員 熊谷です。よろしく願いいたします。

五十嵐漁政課長 佐々木護特別委員でございます。

佐々木特別委員 佐々木です。どうぞよろしく願いします。

五十嵐漁政課長 寿崎洋一特別委員でございます。

寿崎特別委員 寿崎です。よろしく願いします。

五十嵐漁政課長 高橋健二特別委員でございます。

高橋特別委員 高橋です。よろしく申し上げます。
五十嵐漁政課長 中田邦彦特別委員でございます。
中田特別委員 中田です。よろしく申し上げます。
五十嵐漁政課長 こちらへ参りまして、藤井浩特別委員でございます。
藤井特別委員 藤井でございます。よろしく申し上げます。
五十嵐漁政課長 続きまして、本川廣義特別委員でございます。
本川特別委員 本川です。よろしく申し上げます。
五十嵐漁政課長 保田綱男特別委員でございます。
保田特別委員 保田です。よろしく申し上げます。
五十嵐漁政課長 山田邦雄特別委員でございます。
山田特別委員 山田でございます。
五十嵐漁政課長 吉岡修一特別委員でございます。
吉岡特別委員 吉岡でございます。
五十嵐漁政課長 最後、來田仁成特別委員でございます。
來田特別委員 來田と申します。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 続きまして、本日出席しております水産庁側の幹部を紹介させていただきます。
ただいま御挨拶申し上げました川口水産庁次長でございます。
川口水産庁次長 川口でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 海野資源管理部長でございます。
海野資源管理部長 海野でございます。
五十嵐漁政課長 須藤企画課長でございます。
須藤企画課長 須藤でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 高柳管理課長でございます。
高柳管理課長 高柳でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 井貫沿岸沖合課長でございます。
井貫沿岸沖合課長 井貫でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 糸遠洋課長でございます。
糸遠洋課長 糸でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 佐藤資源管理推進室長でございます。
佐藤資源管理推進室長 佐藤です。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 長畠生態系保全室長でございます。
長畠生態系保全室長 長畠でございます。
五十嵐漁政課長 小林増殖推進部参事官でございます。
小林増殖推進部参事官 小林でございます。よろしくお願ひいたします。
五十嵐漁政課長 私、漁政課長の五十嵐でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

4 . 議 事

(協議事項)

分科会長の選任について

五十嵐漁政課長 それでは、まず分科会長の御選任をいただきたいと存じます。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。

いかが取り進めればよろしゅうございましょうか。

福島委員どうぞ。

福島委員 私も含めまして、新任の委員が多い中で、委員経験のある山下東子委員に分科会長をお願いしてはいかがでしょうか。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。

ただいま福島哲男委員から、山下東子委員を御推薦いただきましたが、そのほかに特に御意見がないようでしたら、山下東子委員に分科会長をお願いするということではいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

五十嵐漁政課長 それでは、山下東子委員を分科会長に御選任いただいたということで、山下東子委員、分科会長席にお運びいただきたいと思っております。

それでは、以後の議事進行方、よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 ただいま推薦をしていただきました山下東子と申します。

ごらんのとおり若輩者でございまして、推薦いただいたと言っても身の縮む思いでございます。ただ、年齢はともかくといたしまして、この審議会及びこの分科会では比較的長い方だということで、この重責を務めさせていただくことになったのだと思っております。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

先ほど川口次長がおっしゃったように、水産基本計画の中でも資源管理というのは非常に重要な、中心的な課題だというふうに伺っております。この分科会の中で TAC ですとか資源回復計画の進み具合ですとか、そういったことをこれから議論していくわけですけれども、それが本当に実効性のある資源管理に結びつくように頑張ってやっていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を再開いたします。

分科会長代理の指名について

山下分科会長 分科会長代理の指名ですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の既定によりまして、「分科会長に事故あるときはあらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理すること」となっております。

つきましては、私の方から、東京水産大学の桜本和美委員に分科会長代理をお願いしたいと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、よろしくお願いいたします。

資源管理分科会議事規則の改廃について

山下分科会長 次に協議事項の「資源管理分科会議事規則の改廃について」ということでございますが、御説明の方をお願いいたします。

五十嵐漁政課長 資料2をごらんいただきたいと思います。「水産政策審議会資源管理分科会議事規則」という一枚紙がございます。

これまでは、この分科会に、第1条にございますように、水産資源保護部会及び漁獲可能量部会を置いて、調査審議をお願いしてまいりました。しかしながら、これは委員、特別委員、あわせて43名の先生方に御参加いただいていた当時の組織形態でございまして、先ほど御紹介いたしましたように、本分科会は委員、特別委員、合わせて22名という形に大分スリム化したわけでございます。今後、このスリム化した体制をこれ以上細分化することは適当ではないのではないか、むしろこの分科会が一体となって水産資源の保護の問題、あるいは漁獲可能量の問題について調査審議をしていただくことが適当ではないかと考えまして、資料2にございますこの水産政策審議会資源管理分科会議事規則を廃止してはいかがかということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、異議がないようでございますので、水産政策審議会資源管理分科会議事規則を廃止するというところでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、水産政策審議会資源管理分科会議事規則を廃止することといたします。

漁獲可能量制度の改善方向について

山下分科会長 次に、協議事項の「漁獲可能量制度の改善方向について」、御説明をお願いいたします。

高柳管理課長 管理課長の高柳でございますけれども、私の方から資料番号3番の横長の表について御説明申し上げます。

資料番号3番でございますけれども、「漁獲可能量制度の改善方向について」というふうにしております。これはことし5月まで自民党の水産基本政策小委員会等での議論を踏まえまして、今後、私どもが漁獲可能量制度につきまして、大まかな方向として改善したいというものを書いております。ただし、具体的中身につきましては、今後、漁業者、科学者、行政が一体となりまして検討し、具体的なものがまとまった段階で当分科会にもお諮りしながら実行に移していきたいと考えております。

また内容的には、ことし1年というだけではなくて、今後数年かかるものも含まれていると思っております。とりあえずのめどといたしましては、次期一斉更新までに具体化していきたいと考えているものでございます。

資料の方をごらんいただきたいのですが、まずめくっていただきまして目次が書いてあります。

次の1ページでございますけれども、資源管理の基本的な枠組みをおさらいの意味で書いております。我が国では、従来から漁業法等に基づきまして、漁業調整という観点から、漁船隻数等の規

制を行ってきました。そして平成8年から国連海洋法条約の批准に伴いまして、新たに海洋生物資源の保存管理に関する法律を制定し、「TAC」を導入しております。漁獲可能量の総量規制ということでございます。

さらに、平成13年から水産基本法を制定し、資源管理法を改正し、漁獲努力量の総量規制、「TAE」と言っておりますけれども、これを導入しました。また、緊急に資源回復が必要な魚種につきましては、資源回復計画、これを策定し、現在、実行に移している段階でございます。

よろしければ2ページの方をごらんください。

資源管理の実施状況でございますが、まず漁獲可能量（TAC）でございます。平成9年から資源量推定の精度が高い魚種であって、漁獲量が多く、経済的な価値が高いものにつきまして、その上限を漁獲可能量として定め、これを管理しております。対象魚種はサンマ、スケトウダラ、マアジ等7魚種を政令で指定しております。また、TACの設定数量は、特に浮魚につきましては漁場形成の変動が大きい、これに対して関係都道府県に対してそれぞれ一定数量を事前に配分するということから、全体の合計数量は実際の漁獲量に比して相当大きいという現状でございます。

右の表の方でございますが、大変申しわけありませんが、記載ミスが2ヶ所ありまして、まず単位でございますが、「1,000トン」でございます。記載漏れがありまして申しわけございません。「1,000トン」でございます。あともう一ヶ所、記載の間違いがありまして、真ん中辺に「マシワシ」という欄があるのですが、マイワシの平成15年のところでございますが、真ん中のTACの数量が「10」となっておりますが、「100」の間違いでございます。マイワシのTACの数量は100、つまり10万トンということでございまして、2ヶ所間違いがありまして、申しわけありません。

この表で申し上げていることは、要は、TACの数量に比べまして、実際の漁獲量が魚種によっては半分ぐらいになっているものもある。特にマアジ、サバ類、マイワシといったような浮魚類につきましては、そういった傾向にあるということをこの表では記載しております。

よろしければ次のページをお願いいたします。また一方では、平成13年から資源回復に取り組んでおります。これは緊急に資源の回復が必要な魚種につきまして、海域ごとに休漁等を含めた漁獲努力量の削減、あるいは種苗放流等による資源の培養、漁場環境の保全等、こういったものを内容といたしまして、平成13年から策定し、逐次実施してきております。これは平成16年度までを目標に、現在、50魚種程度の候補魚種の中から条件が整ったものにつきまして逐次策定するというのを、これを目標にしてやっております。そして現在までは18魚種の検討に着手し、実際に11魚種（5計画）を策定・実施してきていただいております。

内容は右の日本地図に書いてあるとおりでございますけれども、日本海北部マガレイ、ハタハタ以下、こういった海域につきまして、こういった魚種について現在回復計画を策定し、実行に移している段階でございます。

またこれと並行しまして、漁獲努力量可能量制度、「TAE」と言っておりますけれども、これを導入しております。これは資源量の推定が難しい魚種につきまして、特定の海域、漁業種類、期間における漁獲努力量の上限をTAEとして定めているものでございます。対象は現在、アカガレイ、サメガレイ等5魚種を政令で指定しておりますが、これは資源回復計画が今後ふえていく、それに伴いましてこの政令指定の魚種も今後ふやしていきたいと考えております。

4ページの方をごらんください。参考までにEUにおける資源管理の状況につきまして御説明させていただきます。

EUは我が国と違いまして、早くから、1983年から共通漁業政策といたしまして、大西洋、北海、

バルト海で TAC 制度を導入し、資源管理を行ってきております。現在、34 の主要魚種について行っておりますが、一方では EU では TAC につきましては過剰な漁獲圧があるといったこと、あるいは残念ながら経営上の問題等もあって、科学的な知見に基づく TAC が必ずしも設定されていないといった問題、また小型魚の乱獲とか海中投棄、混獲といったものが問題であるといったこと、また取り締りも十分されていないといったことから、EU では TAC についてはなかなか難しい問題点というのが現に顕在化してきております。

例えば、マダラにつきましては、かつての 1 / 10 にまで資源が減少し、枯渇しているという状況でございます。

こういった意見が 2000 年あたりから表に出始めたのですけれども、2003 年からこれを改革したいという動きになってきております。

具体的には漁獲努力量についても新たに規制を導入したい。典型的にはマダラでございます。また、資源回復計画といったものを策定したいといったこと、また減船の取り組みを強化したいといったこと、さらには漁業者、学識経験者、消費者等からなる地域諮問委員会を立ち上げる、これによって改めて TAC の意思決定プロセスの重要性が再認識されている、そういった状況でございます。

5 ページの方をごらんください。こういった資源管理制度につきまして、今後の改善方向について大まかでございますが、まとめております。

1 番といたしまして、まずは「迅速な資源評価と精度の向上」ということでございます。資源評価では資源を持続的に利用可能とする適切なレベルに産卵親魚量を回復させる、こういったことを目的として、ABC（生物学的許容漁獲量）を算定しております。また、資源評価につきましては、過去の漁獲情報とか直近の資源の分布状況等をもとに、最善の方法によって資源量を推定しております。

また、通常スケジュールは右の表にもありますけれども、8 月ないし 9 月に資源評価を行い、そしてその年の 11 月に翌年の TAC を設定するという手順でやっております。

特にキーとなるのは新規加入量でございますけれども、これは親魚量、産卵数、海洋環境等による生残により決定されますけれども、そういう状況にあります。また、具体的にはそれは自然死亡と漁獲死亡の係数によって左右されるということでございます。こういった資源の評価につきまして、より最新の漁獲情報等を入手し、そして適切に ABC を設定する、また見直しを行うということでございます。

6 ページの方をごらんください。他方、一部の浮魚につきましては、最近、長期的な海洋環境の変化と、加入を含む問題があります。つまり、長期的な海洋環境の変化によって資源量の動向が大きく左右されているといったこともわかりつつあります。そのために、産卵親魚の一定量を確保することが一方では極めて難しい状況にあるわけでございます。

右の欄にマシワシの例を書いておりますけれども、これは 1930 年代の多かったときと 80 年代の多かったとき、要は 50 年のタームでもってマイワシの資源量が大きく変動している。そしてそれは海水の水温と関係していると考えられております。具体的には海水の水温が上がったときには量がふえている、下がっているときにはマイワシの資源量も減っているといったことが最近わかってきているわけでございます。

今後はこういった知見を活用しまして、資源評価の迅速化、あるいは精度の向上を図っていきたい、またこういう情報を漁業者等にも的確に情報提供してまいりたいと考えております。

また、浮魚類でございますけれども、これは隣接する中国、韓国、ロシアも漁獲しております、データが入手できないといった問題がありますけれども、こういった問題につきましては、これらの国と科学協議の場を設定し、さらに充実・強化をしてみたいと考えております。

7ページをごらんください。資源評価につきまして、これを踏まえて、よりきめ細かな TAC を設定したいと考えております。具体的には、TAC につきまして、数量管理の実効性を高めるという観点から、漁獲時期の前年に関係都道府県等に来遊状況の予測のふれをある程度見込んだ一定量を配分するというところでございます。また、浮魚類につきましては、漁場形成の変動が大きいといった問題がございます。また、仮にこの解決のために地域漁業の管理主体である都道府県に配分しないといったことは現実的には考えにくいということでございます。このため、でございますけれども、都道府県への配分方式につきまして見直しを検討するとともに、当面、漁場形成の変動及び資源量推定と現実との乖離、この修正といったものを的確にやりたい。そのためには迅速な期中改定、あるいは留保枠の活用といったものをより丁寧にやっていきたいということでございます。

8ページをごらんください。また TAC の管理と漁業法等による管理の併用ということでございます。TAC につきましては、水産資源を適切に管理するためには、重要な若齢魚、小型魚、あるいは産卵前の親魚の保護では必ずしも十分ではないといった問題がございます。このためには、より直接的に資源回復を図るという観点から、量の規制だけではなくて、保護区の設定など、こういった漁獲努力量についても規制が必要ではないかと考えられるわけでございます。このため、若齢魚や目的外の海洋生物資源を獲らないといった漁獲技術の開発・普及が必要と考えております。こういった併用につきましては、漁業者について直接の利害関係がある分でございますので、十分に漁業団体とも話し合いをしながら進めてまいりたいと考えております。

9ページをごらんください。資源回復計画の策定の促進でございます。現在、50 魚種を目標にやっておりますけれども、この策定を促進したいということでございます。残念ながら、一方では現実の策定のためには休漁といった漁業者に痛みを伴う部分があるものでございますから、関係者の合意形成には実際は時間がかかるといった問題があります。また、道府県単位の地先に分布する魚種についても、策定がおくれている状況にあります。このため、予算面も含めまして、この計画策定を加速化していきたい、そのための方策を検討していきたいということでございます。

10ページをごらんください。10ページに、スケジュールというのにはちょっと大まかかもしれませんが、大まかな方向についてスケジュール化したものでございます。平成 19 年度、右の欄の次期一斉更新までには今よりも徹底した資源管理、そのための改善をしていきたいということを書いております。内容は今申し上げたとおりでございます。

11ページをごらんください。11ページ、12ページで、文字で書いたと言いますか、今説明申し上げたことを具体的に書いております。11ページ、12ページでございます。

飛んで 13ページをごらんください。こういった改善方向を踏まえつつ、実際に今年はどうするかということでございますけれども、本日、水産政策審議会の資源管理分科会を開いておりますが、また一方、右の資源評価の欄でございますけれども、すでに水研センターを中心にブロック別に資源評価会議といったものを進めております。ここで漁業者、科学者、また地方自治体の方にも参加していただいております。また、この後、漁業団体別にも説明会をしていくということでございます。ここで資源評価、あるいは ABC の数値といったものについても御説明し、理解を賜るということを考えております。

そして、こうした資源評価を踏まえまして、9月に TAC の原案を作成し、そして9月中・下旬

に当分科会を再度開いていただければ、そこでこの原案を説明し、当分科会にお諮りしたいということでございます。

また、ここで申し上げた具体的な改善方向につきましても、案のまとまったものにつきましては、個別の具体的中身として、その改善方向を踏まえた案として当分科会にもお諮りしたいと考えております。

雑駁でございますが、よろしく願い申し上げます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいま管理課長の方から、現在の制度の概要を説明していただいて、それから今後の方針とかスケジュールというようなものも話をさせていただきましたけれども、この説明について、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

福島委員。

福島委員 お伺いいたします。私、新任なものですから、前のことを前の委員さんから伺ってきたわけですが、昨年の平成 14 年 11 月 12 日に開催された第 6 回漁獲可能量部会におきまして、前委員から、マイワシを今後 TAC 対象魚種から削除されたい旨の意見を述べたそうでございますが、水産庁より、その際、マイワシについては、16 年以降、削除を含め検討するという旨の回答をもらったそうですが、その後の検討の結果はどうなったのでしょうか、御質問いたします。

山下分科会長 どなたか、それでは課長、お願いします。

高柳管理課長 マイワシにつきましては、資源が非常に厳しい状態にある。昨年もそうだったのですが、今段階でことしの資源の評価、推定しますと、これは資源課さんでございますけれども、さらに非常に厳しいという状況にあるわけございまして、こういった資源が著しく減退したものにつきまして、TAC の手法がどこまで通用するのか、つまり一方では限界と言いますか、TAC だけでは資源の回復については無理な面というのがある、これは御指摘のとおりございまして、そういった問題点もあるということは承知しております。

ただ、その一方では、では実際に資源を回復するためには何をどうすべきかということございまして、基本は、要は TAC 以外のこと、努力量について、いかに漁業者、科学者の意見を賜りつつ、三者が一体となって努力量について何ができるか検討することが必要だというふうに考えております。

今正直、まだその結論という段階ではございません。それはむしろ今後資源の評価の状況、また実際に今後何をすべきかについて、その手法について、あるいは目標について、目標と手法について検討しながら当審議会にお諮りしたいと思っております、そういった御意見があるのは十分承知しておりますけれども、今段階ではまだ外しますとか、どうこうということを上上げる段階ではないということでございます。

福島委員 わかりました。ありがとうございます。

山下分科会長 よろしいですか。

福島委員 もう一つ。

山下分科会長 はい。

福島委員 先ほどの御説明の中の 5 ページ、「ABC の適切な見直しを行う」というふうに文面には書いてありますけれども、私たちの業界に対する水産庁の説明の中では、ABC イコール TAC というふうな考え方を受け止めておるのですが、見直しということもあり得るということなのでしょうか、この文章によりますと。

高柳管理課長 あるいは私ども説明が不十分だった点があるかもしれませんが、「ABC」と申しますのは、要はどういう目標を設定するかによって数字自体変わるものでございます。逆に言えば、どういう資源の状態、それは高い水準、低い水準、あるいは減っているもの、ふえているものとありますけれども、そういった資源の状態に対して、今後はこういった管理の目標を設定するか、そして、それに見合ったこういった管理手法をとるか、採択するか、それがむしろ大きい問題だと思っております。ABCの数字は管理目標の設定によって変わるものでございまして、とすれば、私ども今考えておりますのは、EUの件で申し上げましたけれども、いかに漁業者、科学者、行政が一体となって、こういった目標設定が適切かについて議論して、そして合意形成を図っていく、そうしなければTACであろうと、その他の努力量規制であろうと実効はしないと思っておりますので、そういった合意形成についてはこれから十分やっていきたいと考えております。

福島委員 以上です。ありがとうございました。

山下分科会長 はい。

それでは、菅原委員、どうぞ。

菅原委員 これからの数年間を今御説明いただいたような、できるだけ精度を高める努力をしていかれるというのは非常に正しい方向で、私は基本的には賛成したいと思っております。

ただ、この作業1つの到達点というのを次期一斉更新ということ念頭に置いて、そこまでに検討なり関係漁業者の合意形成を進めていこうということで、当然そういうことをやっていただくことしかないわけではありますが、昨今、私どもも例のWTOにおける水産業のあり方で、今さまざま人たちと意見交換をしているわけですが、特に、最近、消費者にも理解していただきたいという思いで、とりあえずマスコミの論説委員の方々とこの間もかなり長時間、意見交換をやったわけですが、なかなか私ども漁業者は、これからの日本の漁業は資源管理ということを最重点に据えて実践していく以外に生きる道はない、それを高く旗を掲げて今WTOに対応しているという話をして、ややそうは言いながらも、現実には日本の列島周辺のあちこちでもう漁業者同士のいろいろな矛盾がいっぱいあるのではないのか、それは解決できていないのではないのかという一般紙の論説委員の方ですけれども、そういう発言もあって、我々も現実にはそういう部分がまだあるということを率直に認めながら、今、一生懸命になって改善の方向で努力している、こういうことになるわけです。

私は、前回の一斉更新のときにも水産庁としては5年に一遍のときだけが一斉更新であるとは考えない、常に改善をしながら、話し合いをしながら、1年、1年改善をしていくのだということで前回は終わっていると思っておりますので、これから平成19年の一斉更新に向かってこのような手法で進めていく際には、私はぜひ最終的には関係漁業者の合意、コンセンサスというものが当然必要ではありますけれども、そこに大きく依存し過ぎないように、今、管理課長が説明されたように、人間がそこで生活しているというのは何よりも大事な問題ではあります、将来のあるべき姿ということを考えた場合には、ABCその他、生物資源の分析の上でどういう姿が一番正しいのか、あるべき姿かということ、従来以上に資源についての情報を持っている行政が、一步、二歩踏み出して、かくあるべしという方向性をぜひ打ち出す努力をしていっていただきたい。

その姿を見ながら、あるいはその分析の内容を見ながら、関係漁業者ができるだけ将来を考えて、みんなでコンセンサスを図っていくという以外にないと思っておりますので、私は最後の段階、平成19年に近くなって、毎回繰り返しているようなことをこれからの未来志向でやるわけですから、一步も二歩も脱却した本当に生物の科学的水準を背景にしたあるべき姿を行政が中心になって引っ張っていくような、そういう気持ちでぜひ努めていただきたいし、またそのためのいろいろな手法の開

発なり、そういうことをできるだけ早めに、ぜひ検討していただきたい。その方が関係漁業者の合意をつくっていく上には非常に大事な要素になると思いますので、冒頭であります、お願いしたいと思います。

高柳管理課長 一般論でのお答えになって恐縮でございますけれども、まさに最新の科学的知見、一方では海外の動向等を踏まえつつ、資源管理のあるべき姿というものを私どもで考えながら、一方では漁業者、あるいは地元自治体等の意見を踏まえながら、合意形成をやっていくということだと思っております。

例えば逆に言えば、漁具の改良みたいな現場ニーズに合ったものでしか実際は通用しないとなれば、当然個別には、小型漁業を残すためには、こういった現場ニーズに合った形での漁具の改良をしなければいけないといった問題、そういったことも含めまして、トータルとして見れば、私どもなりに努力していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

山下分科会長 桜本委員、どうぞ。

桜本委員 少し概念的な面から御意見を申し上げたいと思うのですが、1ページ目のテーブルがありますけれども、「我が国資源管理の枠組み」ですね。これはよくまとめていただいているのですが、こういうテーブルというのは、イメージを明確にする上で非常に重要だと思うのです。そういう面から若干修正をお願いしたいのですが、1つは、左側の「我が国では」というところに書いてありますけれども、漁業法等によって漁船隻数等の規制を実施している。実は、これは余りにも当たり前過ぎていて、こういうテーブルには乗ってこないような面があると思うのですが、私はこの漁船数等の規制というのは管理の上では非常に重要なファクターになっていると思うのです。ですから、この漁船数等の規制というのをぜひこのテーブルの中に入れていただきたいというのが1つのお願いです。

それからもう一つは、質的な管理で、「漁期・漁場の規制等」というのがありますけれども、漁期も、例えば同じ2ヶ月休漁するにしても、その2ヶ月を産卵期にするとか、そういう、どの2ヶ月にするかというような場合、あるいはどの期間を操業するかという場合は質的な管理だと思うのですが、休漁期間を例えば2ヶ月にするのを3ヶ月にする、延ばす場合は明らかに漁獲努力量の規制になっているわけですね。量的な規制になっていると思うのです。ですから、漁期の規制というのは質的な規制でもあり、また量的な規制でもあるということで両方に入るかなと、そういう気がします。そういう点を少し御検討いただきたいと思います。

山下分科会長 お願いします。

高柳管理課長 多少字数の問題もあって簡潔にというか、多少概念をバサバサ切ってしまったという面があるかもしれませんが、いずれにせよ、今おっしゃったようなことも踏まえまして、またこういった資料を作成する場合には、私ども、注意していきたいと考えております。

山下分科会長 ありがとうございます。

ほかには何か御意見、御質問などございませんでしょうか、よろしゅうございますか…。

それでは、ただいま水産庁から説明していただいて、また質疑応答の結果、水産庁などで取りまとめた TAC 制度の改善方法とか検討課題について、これから段階的にできるものから取り入れていきたいというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

本年につきましては、次は9月の下旬にこの分科会を開催の予定だというふうに聞いております。ここでさらにきょうの議論を踏まえて検討を深めまして、できるものについては16年のTACに反映させていく、そのためには、この最後のページにスケジュールがございましたが、9月の後、11

月に分科会をもう一回開催予定でございますが、そこで TAC を決定していきたいということでございます。

それから、さらに一斉更新を目指してというようなスケジュールになっておりますけれども、数年をかけて TAC 制度の改善についての取り組みもなされることになるようでございます。TAC 制度の運用につきましては、この会の重要な審議事項となっております。そこで本会において十分な議論を行っていきたいと思っております。限られた時間になりますが、どうぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

これで協議事項というものが終わりました、今度は報告事項の方に参ります。

(報告事項)

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 報告事項の 1 ですけれども、「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」でございます。

では、また管理課長ですか、御説明をお願いいたします。

高柳管理課長 恐れ入りますが、資料 4 でございますけれども、「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量」という縦の資料があるかと思えます。

この採捕状況について取りまとめを行いました。本年の 6 月 30 日までに報告があった数量でございます。速報値でございますけれども、真ん中の欄でございますけれども、サンマが 1,000 トン、スケトウダラが 2 万 6,000 トン、ただし、これは 15 年 4 月からの集計でございます。また、マアジが 7 万 3,000 トン、マイワシが 4,000 トン、サバ類が 10 万 4,000 トン、スルメイカが 1 万 8,000 トン、ズワイガニが 4,841 トン、これは平成 14 年 7 月からの集計でございます。ほかは暦年でございます。

昨年の同時期に比べますと、スケトウダラ、マイワシ、スルメイカは減少し、その他の魚種については同程度という状況でございます。今後とも基本計画に沿って資源管理が図られますように、的確な採捕数量の把握に努めて、TAC の適切な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか、よろしゅうございますでしょうか……。

漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について

山下分科会長 それでは、報告事項の 2 つ目に参りたいと思えます。報告事項の 2 は「漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について」ということです。

では、御説明の方をお願いいたします。

須藤企画課長 企画課長の須藤でございます。

「資料 5」と右肩に書いてある資料をお手元に出していただきたいと思えます。「漁船漁業構造改革推進会議（仮称）の設置について（案）」でございます。現在検討中のものを御紹介いたすと

いうことでございます。

先ほど管理課長が協議事項の中の「漁獲可能量制度の改善方向について」という説明を始める冒頭に、自民党での議論、その際の取りまとめということをや及いたしましたのですが、これが2ページ目以下につけてございます。これの関連で今やっているもの、資源管理ともう一つのペアであるわけでございますが、それを御紹介させていただきたいと思っております。

その2ページ目にあります自由民主党水産総合調査会水産基本政策小委員会、5月28日の取りまとめとしての「資源管理と沖合・遠洋漁業の課題と対応方向」でございますが、これの問題意識は、最初のパラグラフのところはかなり濃厚に凝縮されてございます。つまり、沖合遠洋漁業の現状を見ますと、周辺水域の資源状況の悪化、遠洋漁業の国際規制の強まり等を背景に生産量が減少しており、同時に輸入の増加、ほかの食料品との競合から、魚価も全体として横ばいとなっているということで、その結果といたしまして、漁業収入が減少するとともに、代船建造を控えるなどで新たな投資も減っているということ、それによって経営が縮小再生産にあるという危機感を有しているということでございます。

この危機感に基づいて、では次に何をやらねばいいだろうかという検討が自民党の場で行われまして、そこで行うべきこと、その真ん中あたりの少し下、下から数えますと3つ目のパラグラフになるのですが、「当面、資源の早急な回復と」というところで始まっているパラグラフでございます。

ここで言っておりますのは、このパラグラフの最初の行の一番後ろあたりからなのでございますが、「意欲と能力の高い、競争力のある漁業経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営へ体質を転換することが急務である」ということうたいました。つまり、水揚量に頼らないという、むしろそれよりは収益に目を向けようということをうたっているわけでございます。

そのために何をやるかということがその下にあります。最初に、やはり資源管理が徹底して行われる必要がございます。我が国の周辺水域での資源状況は悪化しているという事実認識はしばらくの間、残念ながら変わりませんので、資源管理を徹底していくということが1つございます。この下で、低コスト化に重点を置いた漁業技術の革新と技術の導入促進のための条件整備が必要だろう。この条件整備を水産関係者各位の意識改革に持っていこうということでございます。

先ほど管理課長より説明した際に、この最初の「徹底した資源管理」という部分につきましては詳細な説明がございました。その下で、低コスト化に重点を置いた漁業技術の革新、技術の導入促進というものをどういうふうにしていこうかということで、そのやり方につきまして、自民党の場に水産庁より報告いたしました内容の概要が一番最後の紙、カラーで刷ってあるA4の横長の紙でございますが、そこにつけてございます。

そこにあります一番左側に「検討項目」と書いてあるのが5月28日に自民党の水産基本政策小委員会に取りまとめられた内容の項目が全部書いてございますが、一番上はもちろん資源管理でございます。第2番目のところ、「沖合沿岸漁業の健全な発展」に関しましては、これは低コスト化、これは新しい技術に裏打ちされたものであるということで、実現されていかねばならないだろう。そのための実現方法でございます。そのちょうど真ん中ぐらいに少し大きめの後ろ側に灰色の背景を色づけした場所でございますが、産学官連携をして、漁船とか漁法に係る新技術開発、企業化、規制の見直しについて、総合的に検討してはどうか。これを推進会議という形で、ことしの秋をめどでございますが、立ち上げまして、来年の3月をめどに中間取りまとめを行っていったらどうか

ということでございます。

つまり、新しい技術を取り入れた新しい操業形態、しかしこれは決して資源管理ということを侵すものではありませんし、低コスト化が実現できるという認識のもとでそれを実現する方策を具体的に考えていく。その具体的に考えていくときに、その中から、もしかすれば指定漁業の許可の処理方針といったものとか、さまざまな規制で手直ししなければならないものがあるかもしれない。こういったものを順次拾い出しつつも、新たな技術に基づいた低コスト化の実現がどうできるかというのを産学官集まって、知恵を絞りながら検討していこうではないかという会議でございます。

これを、先ほどの資料5の1枚目のところにその概要を説明したものでございます。趣旨はただいま申し上げたとおりの趣旨でございます、「検討事項」として、「2 .」でございますが、「操業の効率化・低コスト化、漁獲物の高付加価値化等に資する諸技術の実用化に向けた検討」ということで、これは各業界から具体的な操業の方法、方式、新しい技術に基づいた操業の方式の御提案があることが期待されるわけでございますが、ここにある例えばの例ということで、具体例として、まき網操業における船団操業の見直しとか、中層トロール漁法の実用化、北欧型漁船の導入、漁船設備の見直しといったようなものが考えられるのではないかといたことでございます。こういったものは、いずれも新しい技術を導入して低コスト化を図るということを念頭に置いたものであるということございまして、これを実現するための方策を考えようということでございます。

スケジュールは先ほど説明しましたが、組織構成につきましては、産学官の代表者、どういう方がよろしいかということの検討を現在進めているところでございまして、水産政策審議会におきましては、こういった検討の結果、例えば規制等々で手直しが必要となるというような検討結果が出ましたらば、その都度水産政策審議会に報告し、また成案を得たものであれば、それを順次諮問するというふうに考えてございます。

以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

推進会議というものの設置について説明をしていただきましたが、これについて何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

どうぞ、熊谷委員。

熊谷特別委員 熊谷でございます。

実は私、きのうの夜、アルゼンチンから帰ってまいりまして、まだ動いていまして、帰ってきたら仙台が大地震でまた動いていましてあれなのですが、アルゼンチンに行って、私は非常に思うところが多々ございました。それは、日本では使えなくなった船を向こうへ持って行ってから10年、15年、楽に使っています。いか釣り漁船というのは、40年は最低使うのだというのが向こうの常識で、あるいは使い方によっては50年使う。なぜそんなことができるのかと言いますと、ここに「新技術の導入」ということが書いてありますが、実は新技術ではなくて、私は八戸に住んでおりますけれども、かつて八戸にはたくさんの町工場があって、それが船の部品を自分たちの手でつくってやっていました。向こうではそれがまだちゃんと生きておりまして、それで、その船に合ったいろいろな部品をつくっていく。日本型をとらざるを得ないものは取りますが、手仕事できっちりとやっています。パイプの手配だとか、本当に感心して見てまいりました。

そうすると、一体新しいことを求めるのが本当にいいのかということ、まあそれはとても大事なことですけれども、それだけでいいのかということが1つあると思っておりまして、日本の従来のそういうものというのは、自動車であろうが、何であろうが非常にコストがかかるような仕組み

をやってきた。その反面、今申し上げたような手仕事に近いもので各船の状況に合ったものをつくっているのが非常にコストも、実際に私はことしアルゼンチンに船を持って行って向こうに置いてみたら、日本でやるものの半分以下のコストで終わります。そうすると、新しいことも結構ですけれども、本当に日本の漁船を建造し、それを運営する中で、いとも簡単に捨ててしまったものの中に、何か大事なものがあつたのではないのかという思いをして帰ってきました。

したがって、ここでとにかく新しいもの、新しいものところ書いていますけれども、新しいものも結構でございますけれども、あわせて本当に日本の漁業が今まで軽視してきたものの中に大事なことがないのかというあたりの御検討もひとつしていただくことではないのかなと思っております。

以上でございます。

山下分科会長 いかがですか。

須藤企画課長 熊谷特別委員、大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。ここで自民党の小委員会であつたものは、やはり低コストでやるというのが大きいキャッチフレーズでありますし、それがキーワードであつた。それを実現するためにどうしていくかということで、資源管理が重要な中での低コスト化の実現だということで、やはり資源管理を忘れてはならないという命題がありますので、そのためにどうしたらいいかということで考えたものがこの推進会議の形でございますけれども、ただいまの御指摘にあつたのは、もう一方で1つ大きい重要な政策的な課題を御提示されているような受け止めを私はいたしました。

これはもちろん中古船を使っていくという1つの政策のありようがもしかしたらあるのかもしれませんが、もしかしたら中古船を何かの形で手直しするという形で使えるのかもしれませんが、こういったものは、ある程度やはりそれはそれなりのまた技術者と言いますか、図面を引いていらっしゃる設計の方とかに御相談しながら考えていくべき問題が1つ含まれていると思いますので、そういったものも念頭に置きつつ、そういったことができるものかどうか、1つの課題として受け止めさせていただきたいと思えます。

山下分科会長 まさに「温故知新」という言葉がありますけれども、今のお話はそういうことで、これから会議の中でもぜひ取り入れていただきたいと思えます。

ほかには何かございませんでしょうか、御意見、御質問。

どうぞ、高橋特別委員。

高橋特別委員 この推進会議の中で、多分ここに入っているのだらうという思いもあるのですが、この中に載っているのは、船に乗る側の乗組員の記載が出てこない。担い手育成と確保という観点のこの中に入っているのだと私は理解しているのですが、あわせまして、後継者の育成、この部分もどこかの時点で文字として出していただければありがたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

山下分科会長 お願いします。

須藤企画課長 高橋委員の御指摘のとおり、この推進会議を立ち上げるに当たりまして、新たな操業形態をつくるというのは、一番後ろにありますカラー刷りのところであれば少しはわかりやすいでございますけれども、「担い手の育成確保」という1つの大きな目標と言いますか、検討項目の中で、作業空間とか居住空間の改善といったものが、操業形態を見直す中で取り込むことができないうのを含んで考えてございます。これだけではなくて、今、高橋委員が言われたとおり、後継者の育成というのは水産政策の中でもやはり1つの大きい政策項目だと思いますので、こ

れに限らず、政策の中で考えてこれから進めていくようにしていきたいと考えてございます。

山下分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかには何か御意見、御質問などいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか
……。

以上できょう予定しておりました議事については終了いたしました。時間もちょうど開始から1時間ぐらい経過したかと思いますが、しかしこの機会ですから、本日の議題に関わらず、何でも結構ですので、この機会にということがございましたら、御発言の方をお願いいたします。

熊谷委員、どうぞ。

熊谷特別委員 新任でございますので大変素朴な御質問をさせていただきますが、1つは、名簿を拝見しまして、「資源管理分科会委員」と、それからその下の方に「資源管理分科会特別委員」と書いてございますが、委員と特別委員というのは何か特に違うわけですか。今こうやって議論していますと、全く同じように御発言をなさっているわけですが、何か特に違うのでしょうか。お教えいただければと思います。

山下分科会長 漁政課長の方から説明させていただきます。

五十嵐漁政課長 お答え申し上げます。

先ほど冒頭に定足数をカウントいたしますときに、これは本委員さんでカウントさせていただくということにしております。それから、仮に挙手、あるいは投票等、あるかどうかわかりませんが、何らかの形で議決をしていただくということになります場合には、これは委員さんの方のみということになります。ただ、その他の御発言、あるいは御意見の表明等について、何ら差のあるものではございません。

また、委員さんの任期は2年となっております。一方で、特別委員さんの任期については定めておりませんが、実質的に委員さんの任期と合わせて、またその都度考えてまいりたいということでございます。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

熊谷特別委員 結構です。

山下分科会長 ほかに何かございませんでしょうか。

樋口委員。

樋口委員 私は、実は内水面の方から推薦されて出ているというふうに認識しておりますが、このあんばいで行くと、河川・湖沼の問題というのはどうも本来の漁業と比べると比重が軽いと言いますか、そういうように思われても仕方がない部分があると思いますよ。でも、せめて私の任期中に1回ぐらいは内水面、特に河川・湖沼の問題についてやはり取り上げていただいて、方向性を皆さん方で打ち出していきたいと、こう思っております。

山下分科会長 ありがとうございます。

河川・湖沼、内水面は審議がある予定があるでしょうか。どなたが答えてくださるのでしょうか。
沿岸沖合課長。

井貫沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。

現在のところ、具体的にこういう時期にこういうことを御議論願いますということはないのですが、現在、これも自民党の方で内水面小委員会等が行われておりまして、また外来魚の問題等もございまして。その中で制度的な検討を行わなければならない事項が多分出てまいらうかと思っておりますので、そういった時点で御意見を伺うか、それとも御報告差し上げる等で、当然内水面の関係も、こ

の資源分科会で御議論願うことになろうと思っております。

それから、定例的な事項といたしまして、北海道のサケ・マスの放流計画について、これはさけ・ます資源管理センターが放流する部分について諮問という形で毎年お願いすることがございます。

以上です。

山下分科会長 よろしいですか。

樋口委員 はい。

山下分科会長 ほかに何かございますか。

來田委員、どうぞ。

來田特別委員 私は初めてこの種の会合に出席させていただきました。遊漁者の代表ということでございます。この資源管理と遊漁者がどういうふうに取り組みばいいのかなという、その切り口がどうも先ほどからの資料などを拝見しておりますと、遊漁者ごときがこういうところへ出てきていいのかなという思いを新たにしておりますが、これから勉強して、遊漁者が取り組めることというものは、やはり国民的なムーブメントとしてのいわゆる資源管理というふうなものに多数の人間が関心を持つという切り口ではないかというふうに感じておるのですけれども、何やらちょっと門外漢過ぎて恐縮しておるところでございますけれども、私が出席させていただいた理由というのは、そういうふうな受け止め方でよろしゅうございますか。

山下分科会長 どうぞ。

井貫沿岸沖合課長 沿岸沖合課長ですけれども、要するに魚と言いますか、水産資源を利用するという立場から言えば、漁業だけではなくて、当然ながら遊漁もありますし、また場合によっては漁業と遊漁の境目がはっきりしないという場面もございます。そういった中で、遊漁者の立場から、漁業がやっていることがいろいろと問題があると思えば、そういったことについての御意見も伺いたいですし、今後、漁業なり遊漁なり、いずれにしましても水産資源を利用するもの全体として、何らかの議論をすべきことも出てこようと思っておりますので、そういった観点で、門外漢ではなくて、中の委員ということで、内部的な意見を言っていたきたいというふうに思っております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

來田特別委員 はい。

山下分科会長 ほかに何かございましょうか……。

では、事務局の方は何か、よろしゅうございますか。

五十嵐漁政課長 御議論自体はもうよろしいのでございましょうか……。

(その他)

五十嵐漁政課長 それであれば、大変遅くまで熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

今回のこの分科会のスケジュールでございますが、事務局といたしましては、先ほど来お話の出しておりますTACについての御議論を9月の16日の火曜日に御審議いただけないだろうかと思っておりますが、いずれにいたしましても、各先生方の御都合を個別に伺った上で分科会長の御判断をいただいて決定いたしたいと思っております。

ひとつよろしくお願い申し上げます。

山下分科会長 それでは、また9月16日という案について個別に御予定を伺うということでございますので、その節はお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

5 . 閉 会